

ヘルパーステーション花*花

自費介護サービス

契約書及び重要事項説明書

有限会社 すまいる

自費介護サービス契約書

(契約の目的)

第1条 有限会社すまいる(以下「事業者」という)の運営するヘルパーステーション花*花(以下「事業所」という)は自費の介護サービス(以下「サービス」という)を必要とする利用者(以下「利用者」という)に対し、サービスを提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約は、利用者が自費介護サービス契約書を事業所に提出した時から効力を有します。

2 利用者は、本契約、及び重要事項説明書に掲げた内容を基に、以後繰り返し当事業所のサービスを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、本契約に基づくサービス利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び扶養者は、速やかに事業者に連絡するものとします。

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者又は扶養者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難になった場合
- ② 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、支払わない場合
- ③ 利用者又は扶養者が、事業者及び事業者の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ④ 天災、災害、エリア外への転居、設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づくサービスの対価として、別紙の重要事項説明書に記載されている料金をもとに計算された額の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 事業者は、請求書及び明細書を作成し、月初めにお渡しします。利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し利用料を支払うものとします。なお、支払いの方法として、現金でお

支払い頂くか支払い頂くか、口座振替や銀行振り込みの方法で、双方 合意した支払方法によります。尚、銀行振り込みの手数料につきましては利用者負担になります。

- 3 事業者は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、その支払者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 事業者は利用者のサービスの提供に関する実施記録をその場で作成し保管します。

(身体の拘束等)

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所と利用者又は扶養者が協議の上、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 事業者とその職員は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族当に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

①サービスのための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。

②サービスの質の向上の為の学会研究会等での事例研究発表等。なお、この場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、現にサービスの提供を行なっている時に利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

(要望又は苦情等申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、事業者の提供する訪問介護に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、事業者に対し損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、利用者又は扶養者と事業者が誠意を持って協議して定めることとします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

{利用者} 私はこの契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

又、第8条に定める利用者の個人情報の使用について同意します

住所

氏名

{保証人(代理人、成年後見人、または第三者)}

住所

氏名

{事業者} 私は、利用者様の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者名 有限会社 すまいる

代表取締役 小川広樹

事業所名 ヘルパーステーション花*花

住所 長野県中野市大字新野59-1

管理者 小川一郎

自費介護サービス重要事項説明書

第1条 事業所の名称等

- ・事業所名 ヘルパーステーション花*花
- ・所在地 長野県中野市大字新野456-5
- ・電話番号 0269-38-9010
- ・事業者名 有限会社 すまいる

第2条 自費サービスの目的

ヘルパーステーション花*花が提供する自費サービスは介護認定がおりない方、又は介護保険の範疇外のサービスを求める方のニーズに添って、自立した日常生活が営めるよう生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

第2条 事業所サービスの概要

1・主なサービス内容

らくらくサポート	○家事援助 買い物代行、調理、布団干し、洗濯、掃除、ゴミ出し 等
	○外出援助 院内付添・介助、薬の受け取り、買い物同行 等
いきいきサポート	将棋や囲碁など趣味の相手、お話し相手、 友達に会いに行く・映画を見に行くなどのお手伝い 散歩やドライブなどのお手伝い 等
あんしんサポート	電話での服薬・点眼の確認、安否確認 等

上記以外のサービス内容もご相談により承っております。

2・営業日及び営業時間

- 月曜日～土曜日 営業時間 9:00～17:00
サービス提供時間 0:00～0:00 (24時間)
- 休日：日曜日、その他事業所の定めた日

3・利用料金

サービス内容	基本利用料		
らくらくサポート いきいきサポート	30分 1,500円		
あんしんサポート	3分以内1回300円	5分以内1回500円	10分以内1回1000円

(注1) 提供内容によって金額が異なる場合がございますので、ご相談いただいた上でご説明致します。

(注2) 上記料金につきましては1人が提供した場合の料金となります。利用者の同意を得て同時に複数人が提供した場合、人数分の利用料を頂きます。

4・キャンセル料

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は以下のとおりキャンセル料を頂きます。ただしご利用者様の体調や容態の急変、その他やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	1,500円

(注) 利用時間直前までのキャンセル料は不要です。

5・支払い方法

上記のご利用料は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用料の受領に関わる領収書等については、利用料の支払いを受けた後、差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月の指定日に集金に伺います。
銀行振り込み	事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 八十二銀行 中野支店 普通口座 676248
口座振替	20日にご指定の口座よりお振替します。 (20日が休日の場合、翌営業日になります)

6・サービスの実施地域

中野市全域・小布施町・山ノ内町・須坂市の一部・長野市の一部

第6条 緊急時の対応

利用時間中に利用者が緊急を要する症状を発見した場合、家人に連絡を取り、救急車にて速やかに救急病院に搬送いたします。

第7条 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

第8条 苦情等の申し込み先

管理者 小川一郎

受付時間 9:00～17:00（日曜、休日を除きます）電話番号 0269-38-0268

第9条 その他

経済情勢及び物価の変動により、一部お支払い頂く料金を変更する場合があります。

附則

この規程は、令和1年5月1日より一部改正する。

この規程は、令和2年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年8月8日より一部改正する。

この規程は、令和7年7月18日より一部改正する。

*自費サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 ヘルパーステーション花*花

所在地 長野県中野市大字岩船380-2 杜欒荘8号

説明者署名

*私は、契約者及び本書面により、事業者から自費サービスについての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名